

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野[民間団体]）

特殊自動車における低炭素化促進事業実施要領

1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野 [民間団体]）交付要綱（平成 24 年 4 月 5 日付け環水大総発第 120405004 号、環水大自発第 120405001 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる事業の実施について必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2. 定義

要綱及びこの要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「ハイブリッドオフロード車等」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第 12 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けるものであって、次のものをいう。

①原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能（以下「エネルギー回生機能」という。）を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

②内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動するブルドーザであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

③原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、エネルギー回生機能を備えたフォーク・リフト

(2) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者をいう。

3. 事業の実施主体

補助対象自動車の所有者となるものを事業の実施主体とする。

4. 補助対象事業の制限

(1) この補助金は、ハイブリッドオフロード車等の導入に関する他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）を受けた事業には交付しないものとする。

(2) 事業の実施主体が自動車リース事業者であって、リース期間中の途中解約又は解除ができないことを条件としてリース契約を特定の借受人と結ぶものについては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることを自動車賃貸契約書等の申請書類で

確認できるものであること。

5. 補助金の基準額

要綱第5条第3項の実施要領で定める基準額は、別表のとおりとする。

6. 交付申請書に添付すべき書類

要綱第6条第1項第2号の実施要領にて定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 補助事業申請者に関する確認事項調書
- (2) 補助対象車の使用予定事業者に関する確認事項調書
- (3) 補助対象経費に係る見積書等の写し（4.(2)に該当する事業にあつては、確認が必要とされる書類を含む。）
- (4) 振込先調書
- (5) 登記簿謄本並びに直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書
- (6) その他、地方環境事務所長が交付に関して確認の必要があると認める書類

7. 財産の処分における留意事項

事業により取得した財産を処分する場合には、要綱第21条に規定する制限を受けるほか、要綱第24条の規定により明示された表示を削除しなければならない。

8. 事業実績の報告

事業実施者は、事業により取得したハイブリッドオフロード車等の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間において、当該ハイブリッドオフロード車等の稼働実績及び温室効果ガスの削減効果等について、環境大臣又は地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）の要求があつたときは、遅滞なく大臣等に報告するものとする。

附則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

別 表

補助金の基準額

種目	種別	補助金の基準額
ハイブリッドオフロード車等	ショベル・ローダ	2,600 千円/台
	ブルドーザ	
	フォーク・リフト	